

仕 様 書

- 1 件 名 紫外線殺菌装置保全業務委託
- 2 履 行 場 所 公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター
東京都大島町元町字和泉 99 番 5
- 3 履 行 期 限 平成 30 年 7 月 31 日
- 4 支 払 条 件 検査完了後、適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内
- 5 業 務 概 要 紫外線殺菌装置保全業務
(1) 機械棟に設置してある紫外線殺菌装置の既設紫外線殺菌ランプを撤去し、紫外線殺菌ランプを新設する。
紫外線殺菌ランプ 72 本
CS1001N (千代田工販株式会社製)
(2) 制御盤の点検による点灯状況の点検を行う。
① 制御盤面 LED による紫外線殺菌ランプ点灯状況の点検
② 制御盤内の各安定器 LED 点灯状況の点検
③ その他制御盤点検 (ファン回転、フィルター汚れ等)
- 6 提 出 書 類
- ・ 委託完了届 1 部
 - ・ 業務報告書 2 部
 - ・ 記録写真 1 部
- ア 撮影箇所及び撮影内容
- (ア) 施工前に、全景又は代表部分を 1 回撮影する。
 - (イ) 業務完了後に、全景又は代表部分を 1 回撮影する。
 - (ウ) 業務施工中に、全景又は代表部分の進捗状況を、適宜、撮影する。
- イ 写真の色彩及びアルバム
- 写真は、カラーを原則とし、アルバムは、A 4 サイズを標準とする。
- 7 労働安全衛生法に基づく労働災害防止処置等 労働安全衛生法第 30 条第 1 項に規定する処置を講ずべき者として、本業務の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本業務の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
- 8 入札等について 入札 (又は見積書の提出) にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

- 9 紫外線殺菌ランプの保証等について
- (1) 保証期間は、紫外線殺菌ランプの使用開始から、1年間とする。この期間内に紫外線殺菌ランプが不点灯になった場合は、請負者は、発注者に対し、代品を無償で提供するものとする。ただし、紫外線殺菌ランプは、請負者の出荷後、6か月以内に発注者において、点灯運転を開始するものとする。
- (2) 点灯運転は、原則的に連続点灯とする。ただし、1年間に数回実施される電気設備点検及び一定期間の点灯停止は、連続点灯とみなす。
- (3) 保証から除外する事項
- ア 通水が停止している状態で、紫外線殺菌ランプを点灯継続した場合
- イ 紫外線殺菌ランプの不点灯が自然環境条件による場合
- 例① 暴風雨等により紫外線殺菌装置に浸水があった場合
- ② 落雷等により電氣的な負荷があった場合
- ③ 海浜地区設置に伴う、海水の塩分による影響があった場合
- ウ 予測し得ない条件及び請負者の要因以外理由によって、紫外線殺菌ランプの不点灯が発生した場合
- (4) 発注者は、紫外線殺菌ランプの到着後、5日以内に運送上の理由による破損の有無を確認し、破損があった場合は、直ちに請負者に連絡をするものとする。
- 10 一般事項
- この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。
- 11 環境により良い自動車利用について
- 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に該当する場合は、次の事項を遵守すること。
- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- 12 暴力団等排除に関する特約条
- 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

担当：公益財団法人東京都農林水産振興財団
栽培漁業センター 小林
東京都大島町元町字和泉 99 番 5
電話：04992-2-3461